

絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書の申請要領等について

輸出注意事項 55 第 17 号 (55.11.1)

最終改正：輸出注意事項 20 第 27 号 (20.10.27)

輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第 2 の 36 及び 37 の項に掲げる貨物のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）附属書 及び附属書 に掲げる種に属する動植物の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する「条約に基づく日本国輸出許可申請書」の申請要領等について、下記のとおり定め昭和 55 年 11 月 4 日から実施する。

なお、別表第 2 の 43 の項の中欄に掲げる貨物のうち、条約附属書 及び附属書 に掲げる種に属する動植物の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する「条約に基づく日本国輸出許可申請書」の申請要領等についても下記のとおりとし、平成 14 年 12 月 9 日から実施する。

記

輸出許可書を取得すべき貨物

輸出許可書を取得すべき貨物（以下「対象貨物」という。）は、次に掲げるものとする。

- (イ) 条約附属書 に掲げる種に属する動物（なぐす鯨を除く。）又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、球根、種子、果実（果皮を含む。）はく製又は加工品。
- (ロ) 条約附属書 に掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、球根、種子、果実（果皮を含む。）はく製又は加工品。ただし、条約附属書 に掲げる種に属する植物の個体の一部、種子、球根、果実（果皮を含む。）又は加工品にあつては、条約附属書 により特定されるものに限る。

対象貨物の取扱い

対象貨物のうち、条約附属書 に掲げるまっこう鯨、つち鯨属全種のうちつつ鯨、みんく鯨、いわし鯨、にたり鯨及びカワゴンドウについては、本注意事項の適用上附属書 に該当するものとして取り扱う。

輸出許可申請等

1 輸出許可申請書の申請要領等

(1) 輸出許可申請書の様式及び申請先

対象貨物に該当する貨物に係る輸出承認申請に添付すべき輸出許可書の申請をしようとする者は、別紙様式（1）に定める輸出許可申請書 3 通並びに別紙様式（2）に定める輸出許可申請説明書 2 通を次に掲げる表の左欄の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」に申請するものとする。

貨物の種類	提出先
対象貨物のうち、はく製及び加工品（飲食料品を除く。）	経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部貿易審査課
対象貨物のうち、はく製及び加工品を除いたもの（サボテン科のうちサボテン科全種、そてつ科のうちそてつ科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）ゆり科のうちアロエ属全種、らん科のうちらん科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）及びさくらそう科のうち	経済産業局（通商事務所を含む。）及び沖縄総合事務局 の商品輸出担当課

シクラメン属全種に限る。)	
対象貨物のうち、上に掲げるもの以外のもの	経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部農水産室

(2) 輸出許可申請書の添付書類

(1)の輸出許可書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (イ) 条約附属書 に掲げる動植物であって、輸入国政府当局（締約国等が国ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。なお、これらの国以外の国にあつては、当該国の権限ある当局をいう。（以下同じ。））の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合その写し 2通
- (ロ) 条約附属書 に掲げる動植物であって、飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物は、3の(1)の(ハ)に掲げる関係省が発行したその旨を証する書面
原本及び写し1通
(この場合、あらかじめ、上記関係省に対して、繁殖させたものに係る親（第一世代）の入手先、飼育又は繁殖の場所及び規模等に係る事項を書面により提出することにより、上記の事項を証する書面の発行を受けることができる。)
- (ハ) 生きている動植物の場合にあつては、その運送手段を示す説明書 2通
- (ニ) わが国の動植物の保護に関する法律（下記（注）参照）に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものでない旨の誓約書（様式任意） 2通
なお、これらの法律に基づき許可等を受けた場合にあつては、その許可書の写し又はこれに代わるべき内容の書類 2通

(注)

- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
 - ・自然環境保全法（昭和47年法律第85号）
 - ・自然公園法（昭和32年法律第161号）
 - ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）
 - ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）
 - ・漁業法（昭和24年法律第267号）
 - ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- 等

- (ホ) 輸出貨物が対象貨物の個体（生死の別を問わない。）又は個体の部分である場合には、これを記録した写真 2枚
- (ヘ) 昭和55年11月4日以降輸入された動植物等を輸出する場合にあつては、通関済み輸入申告書の原本（輸入の際の性質及び形状が変わっていないものの輸出に限り提出を要するものとする。）及び写し1通、並びに当該動植物等のわが国への輸入に際し、条約第3条及び第4条の規定に基づき相手国政府当局が発行した当該動植物等の輸出を認めた旨の書面（条約第7条の規定に基づき相手国政府当局が発行した証明書を含む。）の写し1通（この場合にあつては、上記書類（ロ）、（ニ）及び（ホ）の提出は必要ない。）
- (ト) その他輸出許可申請書の審査に当たって、特に必要であるものとして提出を求められた書類等 指示された通数

(3) 輸出許可申請書の審査基準

輸出許可申請書の審査基準は次のとおりとし、これらの要件の全てを満たす場合に限り許可するものとする。

ただし、昭和55年11月4日以降輸入された動植物等を輸出する場合にあつ

ては、条約第3条、第4条及び第7条の規定に基づき相手国政府当局が輸出を認められたものであること又は、証明したものであることが確認できた場合に限り許可するものとする。(この場合にあっては、下記審査基準のうち、(イ)は適用せず、また(二)については、生きている動植物の場合に限り適用する。)

また、この条約の締約国等でない国に輸出する場合は、下記審査基準のほか、個別に適否を判断したうえで許可するものとする。

なお、アフリカゾウ (*Loxodonta africana*) の個体群のうち、第10回締約国会議の決定(ボツワナ、ナミビア及びジンバブエのもの。)及び第14回締約国会議の決定(ボツワナ、ナミビア、南アフリカ共和国及びジンバブエのもの。)に基づき輸入された象牙の再輸出については、許可しない。

- (イ) 当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものでないものとして3(1)の(ハ)に定める関係省の助言があること。
- (ロ) わが国の動植物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取されたもの又は譲受け若しくは引取りをされたものでないこと。
- (ハ) 生きている動植物の場合にあっては、当該動植物の輸送方法がその保全に悪影響を及ぼすおそれがあるものでないこと。
- (二) 条約の附属書 に掲げるもの(飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物を除く。)にあっては、輸入国政府当局の輸入許可書が発給されていること。

2 輸出許可申請書の記載要領

(1) 通 則

- (イ) 原則として、英文タイプを使用し、ローマ字で記載する。
- (ロ) 記載事項が多い場合は、当該欄に別紙に記載している旨を記入し、当該事項を記載した別紙を輸出許可申請書にのり付けする。

(2) 「氏名又は名称」の欄

個人の場合は個人名、法人の場合は法人名及び代表社名を記載することとし、押印する必要はない。

(3) 「附属書) 及び附則書) に掲げる種の学名及び俗名」の欄

- (イ) 輸出しようとする対象貨物の一般名を英文で記載し、学名を括弧書きとする。
- (ロ) 同欄の余白部分に対象貨物の附属書番号を括弧書きで記載する。

例 Tiger
(*Panthera tigris*)
()

(4) 「標本、部分、派生物の区分」の欄

- (イ) 対象貨物の形態を記載する。

例 Live Animal (Live Bird, Live Plant)
Plant Bulb
Seed
Skin (Leather)
Handbag

- (ロ) 同欄の余白部分に対象貨物の区分として次の記号を記載する。

記 号

- (W) 野生のもの
- (F) F1世代又は野生と同等の飼育下で繁殖された動物
- (R) ランチング事業から生まれた動物
- (D) ワシントン条約事務局に登録されている繁殖施設において商業的目的で繁殖された附属書 の動物又は植物及びそれらの部分並びに派生物

- (A) 人工的に繁殖させた植物及びそれらの部分並びに派生物
- (C) 人工的に繁殖させた動物及びそれらの部分並びに派生物
- (U) 出所不明
- (I) 没収又は押収されたもの
- (O) 条約適用前のもの

なお、(O) の場合には、取得年月日等を括弧書きで記載する。

例 (O)

(Acquired 10.1975)

(注) 上記「 F 1 世代」とは、当該動物の親が野生だが、飼育下で繁殖した動物であり、また、「野生と同等の飼育下で繁殖された動物」とは、人工的に制御された環境で算出された標本の定義を満たさない場合に用いられる。

(5) 「性別及び大きさの欄」

(イ) 性別については、生きている動物の場合は、Male、又は Female の区別を記載することとし、不明の場合は Unknown と記載する。

(ロ) 大きさについては、体長等を記載する。

(6) 「数量」の欄

数量を表わす数字のほか、数量単位を並記し、単位の記号は次に掲げるもの等による。

また、記載する数字・記号の直前及び直後に * 印を付ける。

例 * 1,230Plants *

記 号	単 位
Cm	センチメートル = Centimeters Long
m	メートル = Meter
In	インチ = Inch
dm ²	平方デシメートル = Squire Decimeter
cm ²	平方センチメートル = Squire Centimeters Long
m ²	平方メートル = Squire Meter
ft ²	平方フィート = Squire Feet
m ³	立方メートル = Cubic Meters
ft ³	立方フィート = Cubic Feet
G	グラム = Gram
Kg	キログラム = Kilogram
Mt	トン = Metric Ton
Lb	ポンド = Pound
Oz	オンス = Ounce
Ml	ミリリットル = Mili Litter
l 又は L	リットル = Litter
Item	アイテム (個)
BOX	箱
Head	頭・匹
Pair	足
PCS.	枚・片 = Pieces
Plant	株
SETS	組・セット
Flask	フラスコ (フラスコ、小さなボトル又はコミュニティーポット) = Flask (flask、small bottle or community pot)

(7) 「金額」の欄

輸出契約に定められた契約価額を記載し、また、無為替輸出の場合には「No Payment」と記載する。なお、申請者の判断で記載することについて支障がある場合は「XXXXX」と記載する。

- (8) 「飼育により繁殖された場所又は栽培された場所」の欄
- (イ) (4) の (ロ) により (C) 又は (A) と記載した場合に限り、次の (ロ) のように記載する。
- (ロ) 繁殖された場所又は栽培された場所の都道府県名を記載する。
例 Osaka, Japan
- (9) 「輸出許可書番号及び発行国」の欄
再輸出の場合のみ使用し、対象貨物の直前輸出国の国名、輸出許可書番号及び発行年月日を記載する。
例 Previous export country : U.S.A
Number of CITES document : US 763323
Date of issue : 10.1.1991
- (1 0) 「原産国」の欄
対象貨物の原産国名を記載し、再輸出にあつては、併せて輸出許可書番号及び発行年月日を記載する。
- (1 1) 「目的」の欄
輸出の目的を次の記号により記載する。
記号 輸出の目的
- (T) 商業 = Commercial
 - (Z) 動物園 = Zoos
 - (G) 植物園 = Botanical Gardens
 - (Q) サーカス及び移動展示会 = Circus and traveling exhibitions
 - (S) 科学目的 = Scientific
 - (H) ハンティング・トロフィ = Hunting trophies
 - (P) 個人用 = Personal
 - (M) 生物・医学研究 = Bio-medical research
 - (E) 教育用 = Educational
 - (N) 野生への返還又は野生化 = Reintroduction or introduction into the Wild
 - (B) 繁殖又は人工栽培 = Breeding in captivity or artificial propagation
- 注：当該貨物の輸出が商業取引であっても、輸入者が動物園、植物園又は博物館等の場合にあつては、「動物園」、「植物園」又は「科学目的」に区分する。

3 輸出許可申請書の事務取扱い

- (1) 輸出許可申請書の処理
- (イ) 前記 1 の (1) の表に定める「貨物の種類」の欄の区分に応じ、同表に記載する「提出先」(以下「担当課」という。)に提出された輸出許可申請書は、担当課がこれを受理し、輸出許可の事務を処理するものとする。
- (ロ) 輸出許可申請書の「輸出許可書番号」に記載する記号及び番号は、次によるものとする。
- (a) 記号
- () () に掲げる経済産業省の別を示す記号と、() に掲げる商品の分類を示す記号とを組み合わせるものとする。
- () 本省 T 北海道 S 東北 D 関東 B
中部 N 近畿 O 中国 H 四国 U
九州 F 東京 M 横浜 Y 神戸 K
沖縄 R

- () 農水産 AG 雑貨 SU 化学 CH
- (b) 番号
 暦年ごとに 100001 から始まる番号を付けるものとする。ただし、担当課において別に定めた場合には、100001 以外の番号又は 10 万の位の数字を記号におきかえた番号から始めることができるものとする。
- (c) 記号と番号の組合せ
 記号と番号との間に当該年次を表わす数字（西暦年号の末尾の 2 けたの数字）を入れて組み合わせて付けるものとする。
- (d) 上記(c)により組み合わせられた輸出許可書番号の末尾に(W)の記号を付けるものとする。
 (例) 本省農水産室の受理した輸出許可申請書に付される記号番号
 T - A G - 92 - 100001 (W)
- (八) 上記(イ)により輸出許可申請書を受理した担当課は、前記 1 の(3)の(イ)に定める審査基準については、受理案件ごとに、次の表の区分に応じて、輸出許可申請書の写しを添えて、書面により、関係者に対して、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものであるか否かにつき、助言を求めなければならない。ただし、関係省から当該動植物の種の存続に係る助言について、包括同意を得ている場合を除く。

条約の附属書による区分	関係省
哺乳網中の食肉目（いたち科カリフォルニアラッコに限る。） 鱈脚亜目、くじら目及び海牛目 爬虫網中のうみがめ科及びおさがめ科 魚上綱、軟体動物門、花虫綱、 ヒドロ虫綱、海鶏頭綱	農林水産省水産庁増殖推進部 漁業資源課生態系保全室
植物のうち草本類	農林水産省 生産局果樹花き課
植物のうち木本類	農林水産省 林野庁森林整理部研究・保全課
食肉目（いたち科カリフォルニアラッコに限る。） 鱈脚亜目、くじら目及び海牛目を除く哺乳網 鳥綱、両生綱 うみがめ科及びおさがめ科を除く爬虫綱 昆虫綱、蛛形綱、環形動物門	環境省 自然環境局野生生物課

- (二) 担当課は、当該輸出許可申請の内容がわが国からの再輸出に係るものであるときは、前記 1 の(2)の(へ)又は下記 の 2 により提出された通関済み輸入申告書の原本のウラ面に当該申請に係る内容を次の例により記述し、担当課長の署名、押印をしたのち、提出者に返却するものとする。

商 品 名	
輸 出 数 量	
輸 出 許 可 書 番 号	
許 可 年 月 日	
署 名	

- (ホ) 輸出許可書の有効期限は6箇月とする。有効期限の起算は、許可した日の翌日から行うものとし、当該有効期限は、その期限内にわが国から輸出され相手国に輸入されなければならないことを意味するものとする。
- (ヘ) 当該課は、上記(ロ)又は(ホ)の処理を終了したときは、許可することが適当である場合に限り輸出許可申請書中の「署名」の欄に、経済産業省ワシントン条約輸出許可証を発給する権限を有する管理当局の「担当課長名又は室長名」の字句を記入して、担当課長又は室長の印を押し、許可年月日を記入し、当該輸出許可申請書の右上空白に許可有効証紙(以下「証紙」という。)を貼付、消印したうえ、輸出許可書とし、原本を申請者に交付しなければならない。
- (2) 輸出許可書の再発行
 - (イ) 輸出許可書を紛失した場合の再発行の申請の受付は、当該許可を行った担当課が紛失した輸出許可書の写し(写しのない場合は、本省、経済産業局(通商事務所を含む。以下同じ。)及び沖縄総合事務所の担当課の保管する写しをもってこれにあてる。)2通及び理由書1通の提出を求めて行うものとする。
 - (ロ) 担当課は、申請の内容が正確であることを確認したうえ、当該輸出許可書の写しの余白に原本と相違ない旨を英文で「I here-by certify and acknowledge that this is a true and correct copy of the Original」と記入し、担当課課長印を押し、その他上記(1)の輸出許可事務((八)にかかわる事項を除く。)に準じて処理するものとする。
- (3) 証紙の取扱い等
 - (イ) 担当課への証紙の配布は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課(以下「貿易審査課」という。)が適宜取りまとめのうえ行うものとする。
 - (ロ) 配布を受けた担当課は、当該証紙を責任をもって管理し、輸出許可書に貼付する際は、当該証紙に付されている番号順に使用しなければならない。
 - (ハ) 担当課は、四半期ごとに当該課が使用した証紙の使用枚数及び残枚数について、別紙様式(3)による報告書1通を当該四半期終了の日から15日以内に貿易審査課に報告するものとする。
- (4) 輸出許可申請書の写しの保管
担当課は、上記(1)に規定する輸出許可申請書の写しを保管するものとする。
- (5) 輸出許可実績報告書及び輸出許可書の送付
貿易経済協力局貿易管理部農水産室、経済産業局並びに沖縄総合事務局の担当課は、当該担当課が行った輸出許可申請書の許可実績について、暦年分をとりまとめのうえ、別紙様式(4)による報告書1通を当該暦年終了の日から1か月以内に輸出許可書の写しを添えて貿易審査課に送付するものとする。

特 例

- 1 条約発効前に既に輸入された貨物が再輸出される場合における輸出許可申請書の取扱い
対象貨物であって、輸出許可申請書に昭和55年11月3日以前に、本邦に輸入されていたことを証する通関済み輸入申告書の原本(輸入の際の性質及び形状が変わっていないものの輸出に限り提出を要するものとする。)及び写し1通を添付して申請のあったときは、前記の1の(2)及び(3)の規定にかかわらず、担当課は輸出許可書の交付を行うものとする。
- 2 一時的に入国して出国する者が携帯品等として輸出する場合の輸出許可申請書の取扱い
一時的に入国して出国する者が対象貨物を携帯し又は別送して輸出しようとする場合において、当該申請者が本邦に入国した際に携帯又は別送して輸入したものであることが書面により確認されている場合に限り、輸出許可書の申請は不要とする。

条約の締約国等

条約の締約国等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について(平成19年10月11日付け平成19・10・04 貿局第1号・輸出注意事項19第31号)を参照のこと。

別紙様式(1)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国輸出許可申請書
Export Permit ; Government of Japan
Conventional on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora

輸出許可書番号 (Export Permit No.) _____ 有効期限(日付) (Valid Until) _____

氏名又は名称 (This permit is issued to) _____



住所 (Address) _____

この許可書は、次の者が行う次のものの輸出について発給する。この許可書の発給を受けた者は、この条約を了知していることを宣言する。

Who declares that he is aware of the provisions of the Convention, for the purpose of the following export.

附属書) 附属書 、に掲げる種の学名及び俗名 Species listed in Appendix of the Convention (Scientific and common name)	標本部分派生物 (産品の種類) (indicate the 区分 type of product)	性別 Sex 及び大きさ Size	数量 Quantity	金額 Value

飼育により繁殖された場所又は栽培された場所 (bred in captivity or cultivated in) _____

輸出又は再輸出の別 (Export or Re-export) _____

仕向国 (Destination) _____

輸出許可書番号及び発行国 (Export Permit No., issuing country) _____

輸入業者名、住所 (Name and address of consignee) _____

原産国 (Country of origin) _____

船積予定港 (Scheduled port of shipping) _____

目的 (Purpose) _____

船積予定日 (Estimated date of shipping) _____

- (注) 1. 印の欄は記入しないで下さい。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
3. 英文のタイプ印書で記入して下さい。
4. 種の記載については、特定された「種の学名及び俗名」を記入して下さい。また、ラテン語で括弧書きして下さい。
5. 「輸出許可書番号及び発行国」の記載は、本邦からの再輸出(加工品の場合にあっては、その原材料をいう。)の場合についてのみ記入して下さい。

署名 (Signature) _____

許可年月日 (Date) _____

別紙様式(2)

輸出許可申請説明書

経済産業大臣殿

年 月 日

申請者
 記名押印
 又は署名 _____
 住 所 〒 _____
 電話番号 _____

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書の申請要領等について」(昭和55年11月1日55貿局第398号輸出注意事項55第17号)に基づく輸出許可申請説明書を以下のとおり提出します。

輸 出 者	氏 名 (企業名及び代表者名)		
	住 所	〒	
輸出しようとする貨物	動物又は植物の名称	(学名) (和名) (個数)	
		絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書 (該当するものに付すこと。)に掲げるものに該当します。 (生きている場合、その運送方法及び運送機関)	
	輸出時点の貨物の状態	(生きている場合、その状態及び加工製品名)	
		(生きていない場合、その状態及び加工製品名)	
	輸入許可書	(発行国) (発行年月日) (許可書の番号)	
		なお、写しを添付します。	
	該当する項目に記入すること	養殖のもの又は、栽培されたもの	(養殖期間) 年 月 から 年 月 まで (養殖場所) (養殖の目的)
			(養殖した者の氏名及び住所) (条約附属書 に掲げるものであって、関係省庁の養殖に係る証明を受けた場合は、その証明番号及び年月日)
		購入(入手)先	(氏名又は企業名及び代表者名) (電話) (住 所) ()
			(購入又は入手年月日) 年 月 日
輸出予定年月日	年 月 日		
輸 出 予 定 港			
輸 入 者	氏 名		
	住 所		
	仕 向 国 等	(仕向国) (仕向地)	
	生きている動植物の場合、その受入施設		

- (注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 2. 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入してもさしつかえありません。

別紙様式（3）

年 月 日

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課長 殿

課長 印

ワシントン条約に係る「許可有効証紙」の使用
実績報告について（ 年 月～ 月）

上記の件について下記のとおり報告します。

記

	期 初 保 管	使 用	残
枚 数			
証 紙 番 号	～	～	～
摘 要			

- （注1） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- （注2） 本報告は、四半期終了後15日以内に貿易審査課あてに送付してください。
- （注3） 証紙を紛失した場合又は再発行のために使用した場合については、使用枚数の内数として、その旨を摘要欄に記載して下さい。
- （注4） 期の途中において証紙の追加配布を受けた場合は、期初保管欄に当該枚数を記載して下さい。

別紙様式（4）

年 月 日

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課長 殿

局 課

輸出許可書発給実績報告書（ 年分）

輸出許可書発給件数	件
-----------	---

- （注） 1 用紙の大きさ、日本工業規格A列4番とする。
- 2 本報告は、暦年終了後1ヶ月以内に貿易審査課あてに送付して下さい。
- 3 本報告書には必ず発給した輸出許可書の写しを添付して下さい。